

第14回 東近江市市民協働推進委員会 議事録

◆開催日時 平成25年10月7日(月) 14:00~17:30

◆開催場所 東近江市役所 本庁 議会会議室

◆出席者

市民協働推進委員 深尾昌峰(委員長)、森田初枝(副委員長)、河島修、楠神渉、上田祐子、北川陽子、土井正義、小倉昌和、大林正平、川戸健一、佐子友彦、端信子(欠席:北川久補、廣田喜紀、井尻久嗣)

市民協働推進連絡会議委員 南川喜代和、三上俊昭、久保文裕、村田淳子、井口みゆき、藤井盛浩、福井健次、高山幸生(欠席:西澤静朗)

事務局 まちづくり協働課 黄地、山口、浅田

支援コンサルタント (株) ジャパンインターナショナル総合研究所

◆議事

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議
 - ・(仮称)協働のまちづくり条例について
 - ・(仮称)市民協働推進計画について
4. 事務連絡
5. 閉会

◆会議録

1. 開会

2. 委員長挨拶

(委員長)

あらためまして、こんにちは。第14回目の委員会となりました。今日が答申の中身を議論する最後の会になります。

この委員会は、今までにないチャレンジをしてきました。条例まで作ってしまうという、条例の文言一つひとつまで、市民が関わって作るということは、実はあまりあるようでない作業です。いろいろな皆さん方の知恵と想いを込めて、ある一定、まとめる方向性が見えてきましたので、今日は、前回出していただいたものを事務局のほうで整理していただいています。こうやって計画のほうも、これでいいかということを見終点検して、一応議論を閉めたいと思っています。

それでは、早速ではありますが、前回からの修正点も含めて、資料のほうの説明を事務局のほうからしていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

3. 協議

(事務局より説明)

- ・前回行われた、まちづくりポスターの審査結果についての報告。
(仮称)協働のまちづくり条例について
- ・12回、13回に、条例についてグループワークを行った中で出てきた意見を、できる限り反映し、重複している部分を整理したものを、新旧対照表という形でまとめている。
- ・支援という全体的な意味部分として、第3章の頭に10「市民活動の支援」を追加している。

【キャッチフレーズ】

(委員長)

まず、今日決めなくてはいけないことの1つとしては、まだ積み残していたのが、この計画のキャッチフレーズです。今日はもう決めていきたいと思っています。

今日の論点のところをそれを挙げていただいています、今のところ、残っている候補が6つあるという形になっております。

- ①協働で 未来につなげる まちづくり
- ②地域を誇りに想い つなげる未来
- ③「共に考え、共に創る」お互いさまのまちづくり
- ④「共に考え、共に創る」協働で 未来につなげる まちづくり
- ⑤「共に考え、共に創る」新しい まちづくり
- ⑥「共に考え、共に創る」楽しく新しい まちづくり

という6つが、論点のペーパーのところから挙がっている6つになります。この中から1つを選ばないといけないということになります。前回もなかなか苦労しましたが、これを決めるということでもあります。3番以降は、「共に考え、共に創る」ということを前に置いていただいていることで、いろいろなものをつなぎ合わせていただいているというところがあります。

どうやって決めましょう。ここまで来るとなかなか難しくなっていますが、いかがでしょうか。2番などは1番を生かしているだけなのですが、例えば「共に考え、共に創る」というのが協働ということだと、「協働」を消してもいいのかなと思います。4番などだと、例えば「「共に考え、共に創る」未来につなげるまちづくり」みたいないい方で、「共に考え、共に創る」というのは、多分、あえて協働を言い換えたフレーズだったと思いますけれども、それはそれでありかなと。いかがでしょうか。決めてスッキリしたいという気もします。

(委員)

消去法という方法もあるのですけれども。

(委員長)

定番ですね。どうぞ、ご意見ありますなら。

(委員)

いえ、特にないです。

(委員長)

ないですか。

(委員)

完成された文章としておかしいと、あまり皆さんから賛成を得られないので、今、先生のおっしゃった4番の「共に考え、共に創る」未来につなげる」だと、「る、る」が重なります。この場合は、「共に考え、共に創り、未来につなげる」という形に言葉としてはなると思うのです。ただし、ここに括弧がありますので、この「共に考え、共に創る」というこの括弧を生かすかどうかということでも違ってくると思います。

(委員長)

括弧があると、「る」があっても、「る、る」でもおかしくない。

(委員)

あってもおかしくないけれど、「る、る」とつながると語呂が悪いと思います。

(委員長)

なるほど。括弧を取ればいい。取ったら取ったでいいという話ですね。どうしましょう。では「る、る」とか、括弧を取るというのは少し後での議論で、他の部分も兼ね合ってきますので、仮に4番になったらそれを議論したいと思います。何か、私としては「協働で」というのは取ったほうがいいのかと思うのですけれど。そこの大きいラインに皆さん方の合意が頂ければ、「協働で」というのは取った上で候補にして、今、委員がおっしゃっていただいたような「る、る」が重なるのかという話は、もし仮にこれに決まったら議論をしたいと思います。他はいかがですか。

(委員)

みんなの中で「協働」という言葉は分かりやすいようで分かりにくいと思うのです。それだったら、「協働」という言葉を使わずに、「共に考え、共に創る」というほうが、協働がイメージしやすいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。そういう思いで、「共に考え、共に創る」という案が出てきたと思いますので、今、委員がおっしゃっていただいたことというのは、市民の人たちが見るということを考えると、非常に大事な論点のような気がします。

(副委員長)

「つなげる」という言葉なのですけれど、「強引につなげる」というイメージがあるのか分からないのですけれど、あまり日常で「つなげる」というような言葉は使わないような気がするのです。だから、あっさり「つなぐ」とか、どうですか。「つなげる」というと、強引な感じがします。

(委員長)

意図があって、何か、主体がつなげていこうというニュアンス出ていますので、どうでしょうね。つなぎ。あえて「つなげる」と言っているのか、「つなぐ」のほうがいいのか、「つながる」のほうがいいのか。

では、「つなげる」、「つながる」の文句で、1番とか4番とかになったときは、少しその細かい点もしましょう。大きなところで少し絞り切りたいと思います。何かありませんか。

(委員)「協働推進計画」というところで、私は、1番の「協働で」と始まるのが一番すんなりくる気がします。

(委員長)

ありがとうございました。いかがでしょうか。絶対的な決め手がありません。

(委員)

「お互いさま」というのも捨て難いと思います。

(委員長)

もっと決め手がなくなりました。

(副委員長)

これからの社会で、お世話になりっぱなしでこの世を去らなくてはいけないことがいっぱいあるかと思うと、「お互いさま」というのは大事かなと思うのですけれど。

(委員)

キャッチフレーズにあまり多くを求めるのはどうかと思います。確かにいろいろあると思うのですけれど。だから、そういう中で進みませんね。

(委員長)

この間、相当議論をしてきたので、さらっと決めてもいいかなと個人的には少し思ったりもしているのですが、どうでしょう。何か、今みたいな思い入れをみんなでシェアしてもらって、意見を覆す人を出してもらったらいいと思います。最終、あまりやりたくはないですけど、多分、手を挙げてもらって数が多いところという形になるかなと思いますので、少し、思いだけを所信表明演説をしていただいて、多くの支持を稼いでいただければと思います。

今、協働があったほうがいいというのと、協働がないほうが分かりやすいという、いろいろな意見があります。そういうので、皆さん方それぞれお考えいただければと思います。

先ほど、委員が言っていたような、副委員長もそうですが、「つながる」とか「つなげる」とか、「る」の問題とかというのは、もしその該当するものが選ばれたら、そこでもう1回考えたいと思います。少し大きいところで絞り込みたいと思います。そうしないと、候補作品がいっぱいできてしまいます。よろしいですか。何か。

(委員)

「お互いさま」という言葉を入れるかどうかという部分と、「未来」という、この2つが私の中では少し競合しているのですけれども、どちらを取るかということになったときに、「お互いさま」という言葉は年配者にはうけるのですけれども、若い人の年代からいうと、「未来」という言葉のほうが受ける感じがします。そういう意味で、どちらかという、「未来につながる」というほうを私は取りたいと思います。

(委員長)

どうでしょう。

(委員)

「協働」という言葉なのですが、最初、「協働って何だろう？」と、このグループの中で散々話したから、今、「協働」と言われて、何となくぱっとイメージするものがあるのですけれど、最初に会議に来た時には、正直、私は「協働って何だろう」と思ったので、スローガン、キャッチフレーズとするのであれば、「これ、何だろう」と思われるよりは、「共に考え、共に創る」と入っていたほうが、キャッチフレーズとしては理解してもらいやすい気がします。

(委員長)

確かに、協働の理念があって、その下に協働のキャッチフレーズとして書くので、今みたいなご意見があってもいいと思います。

(委員)

私は反対で、「きょうどう」というのを誰かに聞いたら、大体「共に働く」とか、「共に同じ」とか、そういう字を思い浮かべるけれど、私はこの「協働」は全然頭の中になかった字なので、逆に「協働」ということを挙げることによって、「あれ、これ、字を間違えているのでは」というくらいに関心があって、「いや、実は「協働」というのはこういうことなんですよ」というようなことで議論できるチャンスになるのではないかと思うので、「協働」という言葉は残しておきたいと思います。

(委員)

5番、6番は消去したらどうですか。

(委員長)

先ほどの意見が採用されて、消去のご意見が出ました。「新しいまちづくり」、「楽しく新しいまちづくり」。新しいというのは、多分、この間議論をしてきた、今までの歴史を踏まえたり、東近江のいいところを引き出していこうという議論が相当あったので、新しいというのは、今日の皆さんのニュアンスからはもうだんだん離れてきていると思うのです。別に悪かったわけではない。そういう話でいくと、確かに新しいというニュアンスは少し違うのかなという気はします。「協働」という手法が、もしかしたら新しいかもしれないけれど、まちづくりにかかると少し意味が違ってくるかなという気はします。

今、消去のご提案がございましたが、異論がある方おられませんか。いいですか。

(委員)

2番も、今までご意見がなかったもので、この際、一緒にしてはどうでしょうか。

(委員長)

なるほど。この際、一緒に処分してしまえという話が。「地域を誇りに想い つなげる未来」、実はこれがいいと思っていた方は……1人おられる。では、残しておきましょう。5、6はどうでしょう。いいですか。全会一致です。では、5、6は削除。4つになりました。

(委員)

今までの議論で大体皆さんのことが分かってきて、言える人と言えない人がいるので、ある程度意見が出たというので、5、6を消去しましたので、1から4で、投票で休み時間に出したらどうかと思います。

(委員長)

分かりました。では、よろしいですか。投票の意見が出ました。いいですか。では、一応4つで、かつ、4番目の「協働」を取るということで1回やってみましょう。「共に考え、共に創る」未来につなげる まちづくり」というのを4番にしてもらって、4つの候補で投票してもらおうという形をお願いをしたいと思います。

では、これは後で紙をお配りしますので、そのところで書いていただいて、細かい微調整が必要であれば、その時にとしたいと思います。

【(仮称) 協働のまちづくり条例について】

(委員長)

では、前文のところ、盛り込みも含めて、ここはニュアンスが違うとか、いかがでしょうか。よく頑張ったというご意見も、事務局の方々が相当頑張って作ってくれましたので言っていたけると。

(委員)

この間、私、事務局のほうに提案しておいたのですけれど、その分は。

(事務局)

今、委員長に預けています。

(委員長)

先程、もらいました。

(委員)

そうですか。前回の時に、「万葉の歴史」という部分で提案させていただいた部分が、今回の修正案の中で、あまりその色が出ていないと思いますし、やはりこれだけの地域の文化遺産というものがあるのを、もう少し浮かび上がらせたほうがいいと思ひまして、少しくどくなるかもしれないですが、ここまで書き込んだほうがこの地域性というものがより鮮明に出てくるのではないかとということで書かせていただいたのを、一応、事務局に提案してあります。できましたら、これは少し色が濃すぎるとか何かありましたら、少し皆さん方で検討していただいたらありがたいなと思っています。

(委員長)

では、これは、皆さんの分がありますか。

(事務局)

すぐに配らせてもらいます。

(委員長)

はい。では、皆さんに配らせてもらうので、それまでに、他のところからいきたいと思います。他はいかがでしょうか。大体ニュアンスは合っていますね。個人的には、非常にきれいな文章にまとまっているなと思ひましたが。筋も分かりやすい。議論してきたことがきちんとまとめられて、条例の前文としては非常に豊かな表現かなと思います。ほか、ご意見いかがでしょうか。条例としてずっと残っていきます。では、基本的なラインはこのラインでご承認を頂いたということにして、今、ご提案をお手元に配っていただきますので、それをどういう形で挿入するかということで、少し皆さん方で議論していただければと思います。

では、委員、少しプレゼンテーションをしていただいてもいいですか。

(委員)

万葉の文化というか歴史というものをかなり色濃く出した前文になると思うのですけれども、少し読ませていただきますと、最初の文章のところの「人々が行き交う町並みの下」というのは、言ってみれば、この地域がまちになった後のことだと思うのです。そういう万葉の歴史というところまでさかのぼってみると、そこまではなっていないなと思います。ですので、これを一応

削除しまして、そして、「天智天皇の昔から幾多の歴史の舞台となり、先人より多彩な地域文化が培われてきました」というところで、そういう時代からの長い歴史というものがあるのだということ、まずうたってはどうかということです。

そして、それを受けて、具体的に「茜さす紫野行き標野行き野守は見ずや君が袖振る」という、有名な万葉の秀歌をここに載せて、「かつて大津に都があったころ、天智天皇が蒲生野に遊猟されました。その時同行された近江の皇子、後の天武天皇に額田王が差し上げたこの歌は、万葉集を代表する秀歌の1つであり、今なお万葉ロマン漂う近江の風土は、私たちがいつまでも大切にしていきたい地域遺産です」という具合に入れてみました。

これを入れますと、今度は農村の集落というところのつながるのですけれども、これは「特に、」ではなくて「また、農村集落では」ということになって、そして、近江商人のところは、「さらに、全国に近江商人」という具合に、だんだん近代になるに従って、いろいろな文化が芽生えてきたという書き方になると思います。そして、中段のところの「しかしながら、近年の経済社会において、物質文明が進展し、人々の価値観が多様化する中で、地域の個性が失われ」と、要するに、そういったいろいろな地域の遺産というものを十分に暮らしの中に生かされていないということ、を認識する意味で、「地域の個性が失われ」という言葉をそこに入れてみました。そして、あとは同文なのですけれども、こういう形の提案をさせてもらっています。

(委員長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。ここはもう、今日、皆さん方で結論を出していただきたいです。いかがでしょう。入れる、入れないという話と、長さをどういうくらいにどう調節するか、こういう話も当然ありますが。ご意見はございませんでしょうか。

(事務局)

ちょっとすみません。事務局として補足説明をさせていただきたいのですけれども、前文の中で、今回、協働に関する条例ということで、その中でも、特にこの地域に残っておる自治と公共の精神というものに結び付けたかったということで、惣村集落と近江商人の精神文化というものに、この地域の歴史の中でもスポットライトを当てたということでございます。決して、万葉ロマンをここから削除したということではなくて、協働の条例であるからそこにスポットを当てただけで、万葉ロマンがこの地域の源流みたいなところはあるわけですが、あまりにもそちらに目がいってしまうと、自治と公共の精神にスポットを当てたいのに、薄れてしまうというのは1点ございます。大変いい提案だと思うのですけれども、協働の条例ではなくて、もし文化振興基本条例のようなものができるのであれば、その時に委員の提案は残しておいていただければというのが、事務局の考えでございます。

(委員長)

ありがとうございました。その他、委員の皆さん方、いかがでしょうか。今の事務局の意見はどうですか。

(委員)

そうですね。

(委員長)

言っていることは分かります。

(委員)

そういうと文化条例とか、近々できる予定があるのですか。

(事務局)

ぜひ、市民提案でやっていただければ。

(委員長)

確かに、事務局から提案していただいた前文というのは、先ほども言いましたように、流れとしては、後につながる文脈できちんと構造上は整理していただいているので、今のお話というのは、そういう背景を含めてだと思えます。いかがでしょう。

(委員)

確かに、天智天皇のこの歌は知れ渡っているのですが、私はあまり歌が得意でないで、これは覚えていないのです。何が言いたいのかというと、例えば、外の者が聞いたら、これは八日市の話だというような感じを受けるような気がするので、先ほど事務局の方が言われたとおりの、初めの案でいかれたらどうかなと思います。

(委員長)

いかがでしょうか。

(委員)

やはり、今、事務局がおっしゃられたように、前文にこれを入れるのは的を射ないというような、内容はすごく素晴らしいとは思いますが、少し協働ということの部分がぼけてしまいそうなので、「茜さす」のこの歌は、ぜひとも、どこかの部分に差し込みみたいに、裏の面に入るとか、何となく、次につながるようなと、今、おっしゃられたので、裏表紙のところそういう歌があって、次に文化振興につながるようなとか、協働とか全部文化と切り離すことではないと思うので、まだ続きがあるんだよみたいな形で、裏にそういう歌とか挿絵があるといいのかなと、今、そんなふうに少し思いました。前文は事務局案のほうに賛成いたします。

(委員長)

ありがとうございます。そういう生かし方は確かにありますね。他はいかがでしょう。

(委員)

例えば、この歌とその説明は除くとして、最初の2行のところに「天智天皇の昔から幾多の歴史の舞台となり」というような表現、こういう言葉でなくてもいいですけど、そういう長い歴史のある所なのだというような表現が入れば、何とか妥協できます。

(委員長)

「天智天皇の昔から」ということでもなくても、例えば「万葉」という言葉を入れると、そういう表現になりますね。

(委員)

それでもいいです。「万葉の昔から」でもいいと思います。

(委員長)

「万葉の昔から」と言いますか。万葉のころから、万葉のころ……あやふやですね。

(委員)

あれは『万葉集』から来ている言葉だと思うのですが、「万葉のころ」と言っても、万葉

集ができたころという意味になると思います。

(委員)

すみません。県民手帳の、東近江市の「わが町の特徴」という中には、一言読ませていただきますと、「東は鈴鹿の山並みから琵琶湖の東部に広がる湖東平野に位置している。万葉の時代には、額田王と大海人皇子の相聞歌「茜さす紫野行き標野行き……」というような言葉で、一応、特色としての表現はあります。参考に。

(委員長)

「万葉の時代から」……。

(委員)

「万葉の時代には」ということで。

(委員長)

「天智天皇の昔から」というよりは、何か、その「万葉の時代から」がいいような気はしますね。委員のリサーチも受けて。

(委員)

万葉の時代は出てきません。

(委員長)

出てこない。

(委員)

はい、出てこないです。

(委員)

万葉とは西暦でいうとどのくらいの時代なのですか。

(委員)

700年くらいですかね。

(委員)

聞きたいのは、歴史の舞台のほうで、隣に古墳群がありますが、あの辺はいつごろからのものですか。というのは、この地域は万葉時代からできたみたいになってしまうのではないかと。古墳群がいつできたのかは知りませんが。

(委員)

古墳があるというよりは、歴史の舞台というのは、やはりそういうものが表に現れてきたということだと思うのです。だから、そういうふうにと考えると、やはり万葉の時代くらいからだといっても、私はおかしくないと思います。

(委員)

でも、すみません。1万3,000年前の土偶があり、そうすると、縦穴式住居が出ていますので、だから万葉よりずっと下がると思います。

(委員)

歴史のことを言い出すと、またいろいろ出てきますので、一応、条例の前文ということで、ぱっとこの改正後のあれを読ませてもらって、すごく気持ちよく理解できたので、うまくまとめていると私は思うのです。いろいろな歴史とか言い出すと、またいろいろと、それだけ

で議論していくということが起こってくると思いますので、私的には、もうこのままでいいような気がします。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

こういう条例なりを作る一番はじめの根本的な話し合いの中で、共通認識というか、共有して持ってもらおうと言っていたのは、東近江市らしさを出そうという話があったような気がします。ということは、今、委員が言われたように、万葉という八日市のことだとか、歴史は永源寺のほうがかどうか、そういうものも1つの東近江のものだという認識を持たないと、あれはよそのものだという、もの自体の考え方が、東近江らしさ、個性をなくしていく気がするのです。だから、そこら辺を、東近江になれば、万葉も私たちの歴史なんだとか、誇りに思えるとかいう思いを持たないと、そこら辺が、もともとの地域の垣根がまだ取れない部分かなという思いがあります。これがいいとか悪いとかいうわけではないのですけれど、何かそこら辺を、どこかで答えを出していかななくてはいけないかなという思いもあります。すみません。全然答えになっていません。

(委員長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(委員)

そこに「舞台」という言葉がございますね。その中にいろいろなものが含まれていると、そういうふうに把握したらいいのではないかと、私は思うのです。とりわけ、それは、万葉のこれも有名であるし、私も、出したいという気持ちはあるのだけれど、そういう歴史の舞台、これもあれもという、そういう地域だというふうに広く考えれば、このままでいいかなと思ったりもします。

(委員長)

ありがとうございます。他はいかがでしょう。

(委員)

そういう広い意味での地域文化ということであるならば、「行き交う町並みの下」というのは、何かあまりにも時代的に近代的のような気がするのですけれども、そういう長い歴史を感じさせない文章になっているような気がするのですが、どうでしょうか。

(委員)

歴史うんぬんということではないですけれど、自然環境、田園風景だけよりも、「人々が行き交う町並みの下」があるほうが、昔の近江商人をイメージしたり、人々が行き交う活気をすごく感じるから、あったほうがいいなと私は思っています。

(委員長)

どの視点からどう読むかというのが、多分、人によってイメージするところが違うので、そういう意味では、例えば、今、おっしゃった近江商人みたいな時代の軸で読むと、自然と入ってくるでしょうし、そこら辺のところをいくと、ある意味でぼかしていきながら、それぞれ、そういう「幾多の歴史の舞台」というところで含んでいるという先ほどのご指摘は、それに近い。作っ

た側の我々の思いとしては、そういう思いなんだというのが入っていると思います。

(事務局)

今の「幾多の歴史の舞台」なり、ぼかした表現があるのですけれど、条例をこのまま出した後に、そのまま皆さんに見てもらわなければならないわけではなくて、解説みたいなものを付けていくのですけれど、その解説の中に、「幾多の歴史の舞台」の中に、例えば万葉のこととか、古墳のこととか、近江商人のこととか、市場町のこととか、いろいろな表現をしていって、条例の中ではこういう表現をしたけれど、背景にはこういうことがあるみたいなものを、解説でも表現できるという思いは、事務局としてはあります。

(委員長)

ありがとうございました。解説というのはオフィシャルのところなのですか。

(事務局)

ホームページに載せたりとか、議員さんに説明したりとか、市民の方に説明をするときに、これだけぱっと渡しても分からない部分とかもあるので、前文とか、1条ごと、条ごとにこれはこういう意味ですよとかいうのを、ある程度説明するようなものを考えております。

(委員長)

ありがとうございます。委員、いかがでしょう。その解説文の中に、入れていくということで、どうかと思います。今の「幾多の歴史の舞台」の前のお話の言葉のところは、皆さんのご意見を聞かれてどうですか。「万葉の時代には」という起点を入れると、今出た意見でいくと、少し地域が限定されるのではないかとか、古墳の話はどうするかとか、いろいろ出てしまうと。あと、「人々が行き交う町並み」というのも、そこを入れてしまうと、やはり少し合わないというのは、確かに委員の指摘のとおりですよ。

(事務局)

すみません。提案しました事務局としまして、この「豊かな自然環境、のどかな田園風景、人々の行き交う町並み」というのは、実はこれは、3つでセットなのです。何を言っているかといいますと、山や湖という自然と、農業の土地、農地、それから都市です。この町は、その3つがセットなのだ、ということなのでこの3つを並列で書いております。どれが欠けても東近江らしくないと。

(委員)

それは分かるのだけれども、この文章が「幾多の歴史の舞台となり」という言葉にかかっていますよね。それが、スムーズにかかるかどうかということなのです。

(委員)

委員長、「町並みの下」の「下」というのは、「豊かな自然環境の下」、「のどかな田園風景の下」というふうに、3つにかかっていると取ったらいいのですね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

この後で、「幾多の歴史の舞台となり」こういうふうに考える。

(委員長)

どうでしょうか。今のでいくと、1つは、3つセットでというところで、原案的な言い方でいくと、3つセットでこのままいきたいということ。あと1つは、このままいきながらも、少し歴史的な万葉というのをかぐわせるために、今、ここで委員が出してくださったのでいくと、「天智天皇の昔から」というところに、「天智天皇」という言葉ではなく、例えば「万葉の時代から」みたいな言葉を入れる提案を頂きました。

ここのところは、どちらにも一長一短があるという話だとは思いますが、1つは、「幾多の歴史の舞台となり」というところの中で、「人々が行き交う町並みの下」というのは、ある意味で、そこをどの歴史の舞台をその人が想起するかによって相当変わってくるだろうということだと思います。私個人としては、多分残しておいていただろうと思います。

あえて、歴史の舞台というところで、先ほど委員もおっしゃった、表舞台というところの表現感を出すかどうかという議論は当然あっていいと思います。古墳とか、そう言ってしまうと、人々がそこにいたころからみたいな話になってしまうので、少しこういう文化や歴史を大事にしたいというのが、委員が言っていたいていた思いというのはそういうところだと思いますので、少しそこを、幾多の歴史の舞台というのはもっと前からなんだ、非常に昔からなんだよというニュアンスの下に、「万葉の時代から幾多の歴史の舞台となり」という言葉を入れるかどうかというところで結論を出せばと思います。

ないほうがいいのかというご意見と、あってもいいのではないかとのご意見、今、分かれておりますので、どうでしょうか。

(委員)

並列された3つのそれぞれに対して幾多の歴史の舞台があるということですね。なので、万葉と限ってしまうと、それがまた少しずれてくるかなと、今、気が付きました。

(委員)

この書き方ですね。みんながそれぞれ、主には自分を中心に読まれるわけで、「いや、俺の地域はこれや」と。誰が読んでも自分の地域のことに思えて……

(委員長)

逆に言えば、そういうふうに書いてあるんですね。

(委員)

何か、今までを少し整理してしまうと、「幾多の歴史の舞台」は、これは今おっしゃいましたように、ふわっと書かれている。その歴史の舞台とは何でできたかというのが、先ほど事務局がおっしゃったように、豊かな自然とかのどかな田園風景、これは先ほど委員もおっしゃったけれど、そういう情景の下に舞台の範囲という捉え方をしているかなと思うのです。だから、あまり個々の何かを入れてくると、何かおかしくなるから、そのまま、この舞台はこういう情景で、だから、「町並みの下」というのも、どこかを想定されて入れておられるのではないかなと思うのです。そういうふう捉えたらすっきりするのではないかなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。では、今の皆さん方のご意見としては、このままいったらどうかというご意見が非常に強いわけですが、ご提案をせっかくいただいた委員、ご提案いただいているので、いかがでしょう。そういう形でよろしいですか。

(委員)

はい。これだけ皆さんに議論していただいたら十分です。認識していただければ。しかも、この部分を補足できちんと説明して下さるといことなので、了解です。

(委員長)

そういう意味では、解説のところ、古墳の話なども含めて、それぞれの地域で配慮した形で、解説のところも、当然この万葉の話を入れていただいたらと思いますし、今みたいなこの議論で浮かび上がったのは、やはり、そういう東近江が今の抱えている構造の問題というか、やはり合併後の構造の問題がまだあるんだということが非常に浮かび上がった話でもありますので、解説のところ万葉のことは少しご紹介をいただくということと、そういう、今の中で共通認識の議論にもつながったと思います。それでは、今の部分に関しては、この原案のまま進めさせていただきたいと思います。あと、後半の部分も含めてどうですか。よろしいですか。先ほどの議論では、ずっと入ってくるとか、非常につながりのいい文章だとか、言いたいことをよく言っているとかという褒めの言葉を頂いておまして、事務局の皆さん、相当ここは苦勞して時間をかけて作ってくださったところになりますので、よろしいでしょうか。

(委員)

1つだけいいですか。

(委員長)

はい。

(委員)

一段落の「町並みの下」というところと、2段落の「三方よし」の理念の下」という点。「下」が2つあったので、少しこの表現の仕方だけ、何か言葉的に変えられたほうが、何か、「下、下」で、気になる人は気になるということだけです。

(委員長)

なるほど。では、もう変えましょう。どうしたらいいですか。どう変えましょうか。理念の下……「理念の礎」とか。ベースにということ、ベースとか、背景とか。

(事務局)

すみません、提案です。「人々が行き交う町並みを背景に」では駄目ですか。

(委員長)

上のほうを「背景に」に変える。「人々が行き交う町並みを背景に」、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、異論がなければ決まりにしたいと思います。ありがとうございました。では、そここのところを「町並みを背景に」という形で修正をさせていただきます。後段も含めてよろしいでしょうか。では、前文のところは、皆さん方のご意見を基に、非常にいい前文ができました。前文の議論はこれで終わらせていただきたいと思います。そういう意味では、皆さん方の思いがある程度詰まった前文になりますので、いい前文ができたのではないかと考えています。

では、論点の3つめのところ、条例の定義のところになりますので、めくっていただいて、第1章のところは、順番の話とか、文章を変えていくとか順番を変えるとかというようなことで言葉を統一したらどうだというようなご指摘を基に、1条のところは修正をさせていただいております。これはもうご確認いただければ。

少し議論をしなければいけないのは定義のところ、「市」とは何かということです。今の提案では、「東近江市の行政事務を管理する機関をいう」という形になっています。このところで、市議会を含む、入れる、入れないを含めて、少し議論をしたほうがいいたろうということで、今のところ、「東近江市の行政事務を管理する機関」というと、いわゆる市役所ですね。このいい方だとどこまで入るのですか。市長部局とかといういい方だと教育委員会も入りますね。議会は入らないという整理のもとに、今のところ、提案になっています。まずは、ここの思いとしては、ここの条例自体のところで行くと、議会の役割というものを市と一緒にしてしまっているのかがありました。要は、チェックをしたりとか、最終的に意思決定をしたりとか、判断をしたりとか、評価をしたりする存在としての議会という役割があるだろうという議論も一方でありますので、議員個人としては、積極的に協働のまちづくりに一市民として関われという話は、当然あってもいいわけではありますが、いわゆる議会というものとか、公人としての議員というものをどういうふうに位置付けるかというのを少し議論したほうがいいたろうということで、論点のところに挙げています。

これは、市の定義を明確にしろというご意見がありましたので、ここの条例でいう「市」とは、「東近江市の行政事務を管理する機関をいう」という形で、今、原案としてはご提案をさせていただいています。ここのところも、前回と前々回のワークショップ2回ともご意見が出ていましたので、少し皆さん方で最終的に意思決定をしていただければと思っております。何か、ご意見がある方、おられますか。

(委員)

「行政事務を管理する機関」というのは、これは、何か公式の文章があるのですか。

(委員長)

どうでしょう。事務局の方、分かりますか。

(事務局)

公式のというか、他の町の条例などを幾つか参考にさせていただいて持ってきた条文になります。

(委員)

こういう表現になっているのですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

何か非常に狭いような。サービスを提供するというニュアンスがあまり感じられないですけれども、「管理する」でよろしいのですか。

(事務局)

他の事例では、「市長その他の市の執行機関をいう」というような表現もあります。

(委員長)

逆に、議論のあった教育委員会とか、そんなものも含めようとする、このほうが分かりやすいといえれば分かりやすいですね。厳密には、ここに議会を入れると、考え方としては機関対立主義みたいなものがあって、やはりそれぞれ牽制し合っていくというパワーバランスと、議会は議

会の役割が基本的にはありますので、協働のまちづくりの中で議会が果たす役割というのは、一方で、議会が少し議論をしていただけて主体的に決めていただくということとの往復があつてしかるべきだということがあります。

それで、今のところ、市長部局や、その他の行政機関としての市役所総体といういい方としての「東近江市の行政事務を管理する機関」。分かるようで分からないですが、意味としてはそんなのです。だから、解説文にはそう書かれるという形です。

いかがでしょうか。議論論点として出していただいていた皆さんもおられますので、よろしいですか。前文がさらっといって、ここは議論が白熱するだろうと思って覚悟しておりましたが、逆でした。いいですか。本当にいいですか。よろしいですか。ありがとうございます。では、この定義に関しては、基本的に、今、整理をさせていただいた点だということです。

今、ざっくりと定義のところまでを見ていただきたいと思います。ほかのその他の点でも、修正しているところはそんなにありませんので、定義のところは、今のところが主であります。定義のところは、どこかにまちづくり協議会と自治会の定義を入れたほうがいいという話がありましたが、これも第4章のところとまとめて整理をさせていただいていますので、そこをまたその時にご議論いただければということでもあります。出していただいた議論は、以上になります。

では、次にいきます。「まちづくりの基本理念」のところでもあります。こちらのところも、実は、今まで皆さん方の議論を参考にさせていただきながら、3点にまとめてもらいました。ここは、どちらかという、皆さん方からのご意見は、少しくどいということと、少し強いとか、少し言い過ぎではないかみたいところが多分ありましたので、少しスリムにさせていただいています。まちづくりの基本理念として、3つにまとめていただいています。

- (1) 一人一人がまちづくりの主体であることを自覚し、地域に関心を持ち、積極的にまちづくりを進めるものとする。
- (2) 人や地域のつながりを大切にし、自ら汗をかき、お互いに助けあいながら、まちづくりを進めるものとする。
- (3) 地域の自然・歴史・文化を大切にし、次世代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めるものとする。

という3点にまとめていただいています。こちらのほうはいかがでしょうか。

原則のところと、重複しているものもあったので、原則のほうに譲っているものもありますので、ご確認をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、そのところも3つに意見集約をさせていただいたということと、4条の「原則」のところは、今、1行目のところの「単独では解決できない」というような設定は少し狭過ぎると。なので、少し変えて、「市民と市は、安心して幸せに暮らせるまちの実現に向けて、協働によるまちづくりを進めるものとする」という形で、少し市役所寄りな書き方だったものを、全体的なトーンに合わせたということと、前回の議論に出てきたのが、「理解し合い、補い合う」というところを、「対話をし」というのが非常に大事なのではないかというような議論がありましたので、対話をしていくのだと。それぞれの機関が対話をし、理解し合って、補い合っていくということを基調、原則にしようということで「対話」ということが入りました。あとは、「情報を公開し、情報を共有すること」というのは、少し整理をしているということでもあります。そのところも、

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次に入っていきます。「市民の権利と役割」というところであり、こここのところで、1つは、ご意見として、今、載っているところでいくと、少し順番の問題を整理したほうがいいという話と、並びの話というのが中心でした。それを修正していただいたものが、5条の1項から6項までになります。修正前のものの7項とかが上にいたり、全体的に少し整理していただいています。

論点の4つめが、実はこここの部分の議論になります。「教育機関及び議員の位置付け」についてというところでもあります。「まちづくりに常に関わっている教育機関や議員について、触れるべきではないか」というご意見がありました。例えばということで、今、議論をしています「市民の権利と役割」のところに、続きに入れたほうがいいのではないかと話です。「教育機関は、次世代のまちづくりを担う子どもや若者を育成し、それらの人々の力がまちづくりに生かされるように努めるものとする」、「議員は、政策的立場にとらわれることなく、市民の代表として、常に協働のまちづくりに積極的に関わらなければいけない」という形になっています。

こちらのところをどういうふうにするかということで、少し、この提案に関して、事務局と私のほうでも議論をしました。1つの議論としては、教育機関の役割というものは確かにあるだろうと。ただ、ここに入れるのがいいかどうかというのは、少し違和感があるという話で、ここでご指摘いただいているのも、要は、きちんとそういうまちづくりに資する人材を育てていこうということだったということで、項目としては、11のところ「人材の育成」というのがあります。それのところら辺に入れたらどうだろうということと、そこで言っているよねという議論になったということですね。教育機関というのを、こういうイメージとして出すか出さないかということは、あとのところでも少し議論をいただければと思っています。

あと1つは、議員のところなのですが、これも、議員という立場、議員という1人の市民であればいいのですが、「議員は政策的立場にとらわれることなく」というのも、1つ、議員としてはどうなんだというところは出てくるかなと思いました。市民の代表として、常に協働のまちづくりに積極的に関わらなければいけないというのが、言いたいことはよく分かるわけです。議員というのも、1人の市民として積極的にまちづくりに関われという話は、その話はその話で、議員は最前線で一緒に汗をかきましょうねというニュアンスはよく分かるのですが、条例の中で「議員は、政策的立場にとらわれることなく、市民の代表として、常に協働のまちづくりに積極的に関わらなければならない」というふうに決めてしまうと、少し意味が変わってくるのかなと思ったりもします。

こここのところは、少し皆さん方のご意見も含めて、私と事務局の中ではだいぶ議論しましたが、この意見を出されたグループの言わんとすることはよく分かるので、それをどういうふうに反映させるかということはあると思いますが、公人としての議員というか、条例上に位置付けたときの議員という問題を考えると、少しニュアンスが変わってくるというところがありますので、そこは皆さん方の知恵で、どうするかということを少し議論していただきたいという観点で、論点をまとめさせていただいています。いかがでしょうか。

(委員)

本当を言えば、この辺の問題については、実際の議員と教育機関にヒアリングをして、フィー

ドバックをするほうが良かったのかなと、今、思ったりもするのです。

(委員長)

そういう部分と、例えば議員が政策的立場にとらわれなくて行動できるのかとか、理屈的な話でも実はここに含まれているのです。そういう主義主張を抜いた形でのまちづくり活動を、議員として挙げるのかどうか。1人の地域住民としての住民だと、それは成立するだろうか、あと市民の代表としてまちづくりに関わるべきなのかというところは、先ほどの企画第一主義もそうなのですが、議員としての本来の責務のところと重なりあってくる問題があります。本来こういった境遇などを監視したり、ある意味、きちんと展開されているかということや監視したり、ジャッジしたり、評価したりする役割というのが議員にはあるだろうと。1人の市民としての議員というのは、1人の住民として一生懸命に頑張るよという話は分かるわけです。だから、少しそういう対話しながら、計画などをブラッシュアップしていったら、当然、議会総体としてやれることも、今、委員がおっしゃっていただいたように、学校や教育機関や議会を通して対話をしながら、計画を推進していくベースでは幾つかの対話があったりとか、一緒にやりましょうみたいな話が当然出てくるとは思いますが、この条例の規定というところでいくと、少し踏み込みすぎかなというきらいを感じています。ただ、ニュアンスは分かるのです。まちづくり監視目標というニュアンスは分かりますが、少し条例の文書としてしまったときに、そのニュアンスがきちんと伝わらないなど。もしくは、法的にきちんと位置付かないだろうということがあります。そのところが少しありますので、このニュアンスというか、教育機関や議員との関係の話は、できれば計画の実行段階のところの議論で、今、委員がおっしゃっていただいたように、議会議員との懇談会をきちっと持つとか、対話をきちんと進めていながら、それぞれやれることを模索するようなところに譲ればなというふうに、委員長としては思っています。条例としては、今回、この記述は少し割愛させていただけると全体のバランスとしてはいいなど。あくまでも、議員というところを、やはり何らかの形でおわせておく必要があるということであれば、少し書きぶりも含めて議論したほうがと思っています。いかがでしょうか。計画の中に、議会は出てきたのですか。

(事務局)

出てこないです。

(委員長)

今の議論の、議会との対話みたいなものを少し書いておいたほうがいいのかもかもしれませんね。この計画の見直し条項とかというのは、あえてここには入れないのですか。

(事務局)

条例の中にですか。

(委員長)

いえ、この計画の中に。計画の進捗管理とか、見直しとかという部分に。

(事務局)

入れてないですが、市民協働推進委員会の役割の中に、計画や条例の評価や進捗管理などがあります。

(委員長)

こちら辺に、そういう議会とか教育機関とかの、協働の展開の話し合いを持つみたいなことを、

入れておくのもいいかもしれません。確かに、対話型で少し詰めていかなければいけないというのは、議会の役割に関係があるでしょうから。ある意味、評価をしてもらったりとか、意思決定するのは議会の役割ですから、そこら辺、少し計画のほうで触れることも検討したいと思います。議員のところは、そういう形でよろしいですか。

次は、それぞれの市民の権利や役割ということで書いていただいています。大体、並べ替えがあったりとか、若干、気持ち悪い表現があったりとかというので、整理していただいています。よろしいでしょうか。これで第1章が終わりました。

では、第2章を思い出してもらって、第2章のところは、皆さん方のご意見をベースに少し整理をさせていただきました。言い回しの変更とか、もう少し具体的な手段を書くという話もありましたので、2項のところは具体的な手段をきちんと明示しているということになります。いかがでしょうか。審議会等のところも含めて、こういう形で基本的には審議会を公開しましょうとか、人を選ぶときはこういうふうに選びましょうとかいう原則を、ここに明記をしている。ここは非常に重たい、これは履行してもらわなければいけないのですが、こういうふうにきちんと明示をすることによって、原則、審議会の公開なり、ルールが一定確立をするということでも、これを含めて意味を持つという部分になります。よろしいでしょうか。ありがとうございます。パブリックコメントのところになります。「計画等への参画」となっていましたが、これをパブリックコメントとして独立させて、きちんとパブリックコメントをやりましょうねということになっています。

以上が、「参画のまちづくりの推進」ということで、主に参画手法のところを挙げてもらっているのが第2章です。第7条、第8条、第9条という形でありますので、このところはまたご確認をいただければと思います。表現のところは少し変更しているところもありますが、皆さん方のご意見を基本的には忠実に反映させていただいておりますので、ご確認をいただければと思います。

第3章のところは「協働のまちづくりの推進」ということで、先ほどご報告がありましたように、第3章に第10として入れさせていただいているのは「市民活動の支援」ということです。まちづくり協議会や自治会の話は、第4章で出てくるのですが、包括的に市民が自発的な活動をするという部分が少し弱い気がしたので、市民活動を市が応援をするということを入れておきました。当然のことながら、まちづくり協議会、自治会みたいに地縁によらないテーマ型とか、地域の幅広い振興を図るような取り組みも、当然、東近江の中でも、現状、活発に行われていますので、そういったものへの配慮というか、そういったものもきちんと応援して行きましょうということを入れるために、「市民活動の支援」を追加させていただいています。

次の第11が、「人材の育成」というところであります。ここは、皆さん方のご意見のところでは、基本的に文字をそろえさせていただいたりとか、「又は、」とかという話で整理をさせていただいておまして、先ほどの「教育機関は」というところは、教育機関も市民の中に定義上は入ると議論がありまして、あえて取り出す必要があるのかどうかという議論がありましたが、「市民と市は、次代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材を育成するように努めるものとする」と、一応、ここに入っております。このところに、例えば「市民と市は」の後に、教育機関を入れるということもありはありかとは思いますが、少しそこが冗長になってしまうという

ころがありまして、全体の整合性からいうと「市民と市は」という形で統一をさせていただきたいというのが、この原案の意味合いであります。

第12のところまで少しいきますが、第12は旧の第11になりますが、「対話」という部分を入れたらどうかというご意見につきましては、先ほどの「第4原則」のところに入れさせていただいておりますので、あとは言葉の整理と読みづらい部分は削除させていただいているというのが、第11、第12のところであります。いかがでしょうか。私が説明しました、教育機関のところ以下は、それで良かったですか。

ありがとうございます。では、先ほど言いましたように、またあったら、ぜひ戻ってください。では、一通り少し進めていきたいと思えます。次に第13で旧の第12ですが、資金というところで、ここは前回、少し議論もありましたが「円滑な調達」「市民と市」となっているけれど、「市民」だけでもいいのではないかというようなこととか、円滑な調達だけでなく、「適正な配分」を考えるべきではないかとか、「適正」をいれるということ。先ほどの市民だけがもらうということと、制度づくりの表現もあるので、市の表現を残しておいてほうがいいのではないかと、ということも含めて、1つにまとめさせていただきました。「市民と市は、協働によるまちづくりの推進に必要な資金の円滑な調達及び適正な配分に努めるものとする」。これによって、市民同士でもきちんとお金を集めることもできますし、市も、例えば、他市でやっているような「1%条例」のような、制度的なものを税金以外以内できちんと作っていくというようなものでいくと、その円滑な調達というところに、市としても関わるという余地を残しながら、適正な配分というのは、当然どの立場においても、きちんと説明責任を果たしているということで、1と2を1つにしてそういうふうにやりました。要は「予算の範囲内で」みたいな形で書いておくと、その範囲内では考えませんので、そうではなくて、少し一緒にお金を作ったりとか、制度を作ったりというようなことのニュアンスも含めて、1つにまとめさせていただいております。これは、少し大胆にまとめていますが、この形でよろしいでしょうか。少しこのところは、先ほどの改定のところで、きちんと触れて位置付けておいていただきたいと思います。

第14で旧の第13で提案制度ということで、これは、ご意見を頂いていたのは「市民と市のお互いが」というのを削除していいだろうということがありましたが、市民からも市からも提案できる制度を想定しているので、あえて表現しているということ。提案された内容をラウンドテーブルに載せるかどうかを審査したりなどは、具体的なルールづくりのほうにゆだね、可能であれば、別に定めるという表現でも良いと思う。別に定める予定だと。条例での表現は、第22で統一して行われているということで、この前、出たのは、もう少し文の具体的な中身までここに載せたらどうかということであったのですが、そうではなくて、一応こととしては提案制度を持つということで、「市民と市は、相互に協働事業を提案できる制度を設けるものとし、協働事業として採択された事業については対等の立場で協議し、協力して実施するものとする」という形にとどめてあります。よろしいでしょうか。

第15が「活動場所」ということで、旧でいくと「活動拠点」ということになっています。活動場所とさせていただいて、「市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動場所を相互に提供し、活用し合うよう努めるものとする」。「市民と市は、市民活動の拠点となる施設と整備及び機能の充実に努めるものとする」。「市は、市民活動を促進し、まちづくりに関わる多様な主体

の交流の拠点となる場所を提供するため、市民交流センターを設置するものとする」となっています。以前は、この活動拠点に関しては、まず最初に、市民交流センターが前面に出て、コミュニティセンターみたいなものが出てきていたのですが、もう少し幅広い将来転換も含めて整理をさせていただいています。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは第16です。「中間支援組織の育成」ということで、旧では第15のところですが、「市民と市は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする」。2番目として「市民と市は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする」という言い方になっておりましたが、少しきついし、「中間支援」とは何だということが皆さん方のご意見から出てまいりました。それをベースに、少し修正をさせていただいたのは、「市民と市は、協働によるまちづくりを円滑に進めるため、中間支援組織の必要性を認識し、育成に努めるものとする」。「中間支援組織は、市民活動を支援し、まちづくりに関わる多様な主体の交流を支援することにより、協働によるまちづくりを活性化させる役割を果たすものとする」。「市民と市は、中間支援組織による協働を推進するための提案及び助言に対して誠実に対応するものとする」というような形になっています。3番目のニュアンスがなかなか使われにくいかもしれませんが、これが画期的なのは、市に対して、何らかのこういう協働の問題点が起こったとき、要は市民が対等性を無視しているとか、市民を下請けに使っているというような状態が出たときに、ある意味での仲裁的な機能をこういったところが果たせるというような形で、こうやってきちんと位置付けていて、双方がそれに対して、誠実に対応して回答していくとかということに関して言えば、非常に画期的な項目になるのだらうと思います。ですから、ここも少し運用としては非常に幅のある言葉ですので、少し解説編のところで、ここら辺もきちんと書いていたほうが良いような気はします。いかがでしょうか。では、次からが第4章のところになります。では、ここら辺で少し休憩をしたいと思います。今までのところで、そのときにはちょっと言えなかったけれど、違和感があるところがあれば、ご意見を出していただければと思うのですが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。あとはないということはないのですけれど、いいですか。

それでは、今のところの第3章までのところは、一応これで確認をさせていただいたことにさせていただきますと思います。次、第4章以降のところ、まちづくり協議会や自治会の話等もありますので、少し議論をしたいと思います。ですので、休憩時間のところでお読みいただきたいと思います。今、皆さん方に紙を配っていただいておりますので、先ほどのキャッチフレーズに関して、ご投票をお願いしたいと思います。ご投票していただいてから、休憩に入りたいと思います。番号を書いていただいて、事務局のほうにお渡しいただいた上で、ご休憩をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(休憩)

(委員長)

集計結果が出ました。4番が12票入っておりますので、4番に決定をさせていただきたいと思います。あと、4番になったというところで、「共に考え、共に創る」未来につなげる「まちづくり」の、「がる」「げる」の「る」の話がありました。これは、どうしましょう。括弧をそのま

ま付けておくか、付けておかないかによっても変わってくるという指摘があったと思います。もうここは好みの問題かもしれませんが、先ほど、委員が言ったのはどういふのでしたか。

(委員)

括弧を取って、「創り」にして、「つながる」にしたらどうでしょうか。

(委員長)

“共に考え、共に創り、未来につながる まちづくり”。他、ありますか。

(委員)

私は、もうこのまま括弧を付けて、「つなげる」は、あえてつなげるんだという意思表示です。

(委員長)

どうでしょう。「つながる」「つなげる」。「つなげる」というのは、多分主体的な意味があると。確かに、前回までの議論でも、つなげるんだという議論がありました。「つなげる」のところは、そのままでもいいような気がします。意味合いとしては、あまり使われなくても、あえて使って、つなげようということですので、そここのところに関しては、「未来につなげる」といったらどうかなど、今までの議論を振り返ると思います。となると、「共に考え、共に創る」未来につなげる…

(委員)

この「る」と「る」は全然意味が違うので、そんなに気にならないです。

(委員長)

括弧付きで残しておく。今の委員の括弧を付けるという意見。

(委員)

括弧が付いたほうは、何か言い切っている感があるのです。

(委員長)

“「共に考え、共に創る」未来につなげる まちづくり”

(事務局)

すみません。主体的な意思表示の部分を出すなら、「げる」もいいのですけれども、「る」が2回繰り返すので、「未来につなぐ」では駄目ですか。

(委員長)

“「共に考え、共に創る」未来につなぐ まちづくり”

(委員)

ここは何となく「協働」という言葉が欠けたので、こういう文章。「協働」という言葉を入れるとスムーズに聞こえるような気がするのです。「協働」というのが入っていたのを、抜こうとしているので変になっています。括弧の後ろに、助詞とか何も入らないのでつなぎにくいのです。

(委員長)

どうでしょうか。

(委員)

私は分かりませんが、改行して二段にしたらどうでしょう。やはり、鍵括弧というのは、意味があるものだと思うのです。これを1行にすると、何か長いのです。

(委員長)

「共に考え、共に創る」、改行で、「未来につなげる まちづくり」と。1行でも、それでもいい

いような気がしていましたけれど。改行すれば、まあ、見せ方の問題ですけど、いつも改行できるとは限らない可能性はあります。

(委員)

ただし、1行にした場合は、「創る未来」になってしまうから、「創る」の後に、1字空けないといけないですね。

(委員長)

鍵括弧は残っているのですね。では、この計画の7ページに入れるところは、改行するという案を使いながら、“「共に考え、共に創る」未来につなげる まちづくり”ということできたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、これは長いこと決まっていなかった状態でしたが、やっと決まりました。

では、キャッチフレーズも、好き嫌いもあるでしょうし、ニュアンスの問題もあるので、なかなか市民の皆さんがすっきりとまではいかないかもませんが、多くの皆さん方にこれを使っただくキャッチフレーズですので、分かりやすさとかいうようなことを少し優先させていただきました。

それでは、先ほどの作業に、いま一度戻りたいと思います。第4章のところであります。修正後の番号でいけば第17、旧でいけば第16です。「地域自治のあり方」ということで、まちづくり協議会と自治会との位置付けは、大きな検討課題だということ、大きな論点として4と5です。旧のところで言うと、4と5が論点になっています。地域自治のあり方に関しては、ここはもう1、2、3で、一般的な話で抑えてあります。旧の1、2、3をコンパクトにした形で、第17の1、2、3にまとめているということです。まちづくり協議会の話とかは、まちづくり協議会のところでもまとめて表現をしている。「市民は」というところできくと、「地域自治の重要性を認識し、自らその活動に参加するよう努めるものとする」くらいのところにさせていただいています。

第18のところは、「自治会」になります。自治会のところは、文言の整理、表現の整理が主でありますので、コンパクトにしたということと、2番のところで、「市は、自治会の果たす役割を認識し、自治会の活動を尊重し、活動支援等必要な措置を講じることができる」ということで、これは先ほどの「地域自治のあり方」のところと同時に、市民活動の支援というところとの対応を含めて、こういうふうな書き方をさせていただいているということです。ここはもう一括で全体見渡したほうがいいですので、次の第19のところに行きたいと思います。

ここは「まちづくり協議会」のところであります。大きくは変わっていませんが、ただ、少しエリアの問題とか、これは条例ですので、1つの地域には1つの協議会のみを設置することができるというのは修正前だったのですが、では、1つの地域とは何だと言われたときに、非常に何も言及がないので、一応、ここでは根拠として、コミュニティセンター条例を用いて、その区域をここでいう1つの地区という言い方に統一をさせていただいています。あと、まちづくり協議会を、実質この条例で規定をしていきますので、まちづくり協議会として地区に1団体認定するというものの条件を、以下の6つに掲げてあるということです。3番目のところできくと、市は設置後に要件を満たしていないと認めた場合は改善を求めなければいけないし、4番目では、まちづくり協議会の支援をしなければいけないし、5番目では市民も主体的に参加をしてくださいねとし、最後に、まちづくり協議会は各地区のコミュニティセンターを活動の拠点とし、コミセ

ンの運営を行うものとするという形で書いてあります。

以上が、ある意味で地域自治の第4章の核となるところで、自治のあり方を規定し、自治会について規定をし、まちづくり協議会について規定をしているというところでもあります。実際に、まちづくり協議会にお関わり合いのある委員の皆さん方もおられますので、ここら辺のところの書きぶりが最初これでいいのかどうかというところは、現実的な問題も含めて、少しご意見を頂戴できればと思っております。いかがでしょうか。

(委員)

語句の問題で、「地区のまちづくりの基本方針等を定めた地区まちづくり計画の策定」とあります。「計画を」ですよね。

(委員長)

「を」です。ありがとうございます。「地区まちづくり計画を策定していること」。これは論点になりますが、そこにも書いてありますように、まちづくり協議会については、今回の条例の中でも、東近江市にとっては大きな意味を持つ部分でもありますので、あらためてご確認をいただきたいというのと、これで整合性が全体取れているかということも、ご確認をいただきたいと思います。

(委員)

「技術的支援」というところがあります。

(事務局)

新しい番号でいきますと、まちづくり協議会の第19の4の「技術的支援」です。

(委員)

事務局の方、今この「技術的支援」の解説はどういうふうに書こうと思っておりますか。

(委員長)

「技術的支援」とは、何を指すかですね。

(事務局)

これはまちづくり協議会の運営方法であったり、活動方法についての、例えば、今コミュニティセンターの指定管理をさせていただいているわけですが、それについての経理であったりとか労務管理であったりというようなことの指導といいますか、それが「技術的支援」だと考えています。

(委員)

今、一番問題にしているのは、ともかく市長が、まちづくり協議会を中心にして、まちづくりをみんなで作れという気持ちがあるのは分かるのだけれども、どれだけ支援してくれるかというので、今度、市長との懇談会で要求していくというのは、人的支援をしてほしいということ、一番話に挙がっているのです。「技術的支援」の解説の中で、人的支援が挙がってなかったら、少し弱いという気がするのです。この技術的支援の中に解説で人的支援うんぬんということを入れてもらえたらと思います。

(委員長)

ありがとうございました。ここは市としての覚悟を持って。

(委員)

はい、覚悟がどれくらいかということですね。

(事務局)

どの程度のことを想定されるのかによるのかなと思うのです。

(委員)

正規職員をまちづくり協議会に配置してほしい。

(事務局)

まちづくり協議会に若い正規職員を配置してほしい。

(委員)

やる気のある正規職員がほしいのです。

(事務局)

個人の考え方だったりとか、スキルが影響してしまう部分はちょっと横に置かしていただいて、実際に、今の支所にも職員がいるわけで、その職員と一緒にまちづくりをしていこうという、今回そのための条例なのですけれども、そういう意識を持っているような職員がいれば、例えば、たった1人の若者をぼいと放り投げるより、何かもっと効率的に有機的な連携ができるような気が個人的にはするのです。

(委員)

こんなところでいろいろ議論するのも何ですが、要は、別に地元の人でなくてもいいので、本当にやる気のある人間で、足で稼いで、地域の要求とかをくみ取って来て、いろいろアドバイスとか、こうですとかいうような、しかも、ある程度権限のある方が来てくださると、おんぶに抱っこでやるつもりではないのだけれども、人的支援をしてほしいという感があります。

(事務局)

推進計画の中にも、地区担当職員を制度的に運用してみてもどうかという提案をしていますので、必ずしも、まちづくり協議会の中に市の職員を出向なり派遣するということがいいのかどうか。その辺はもう少し議論しなければならないのかなと思います。

(委員)

分かります。

(委員長)

まあ、ニュアンスとしてこのところでいくと、今みたいな話を、計画ではこういうことがあるとかという話と、まちづくり協議会……だから、人的支援という書き方ができるかどうかは別としても、そういう地区担当職員制度であったりとか、今の支所の配置職員も、うまい言い方をしながら、まちづくり協議会を含めた地域の人たちと、ある意味で一緒にまちづくりをしていく人材としての支所の職員と、同時に、地区担当職員のあり方というのを一緒に考えていくのだと。そういう制度設計を、地元の人と一緒に考えていくのだということが、多分、人的支援の中でいくと、そういう部分をおおわせておくとか、きちんと描いておくとかでいくと、委員たちをはじめとするまちづくり協議会の皆さん方の意向に答えられるかなとは思いますが。今おっしゃったように、計画との連動というところできちんと……やる気ない人は要らないという話だと思いますし、使えない人は要らないという話だし、地域の者としてきちんと関わってくれという、そういう張り付くかどうかは別にして、私も、将来的には地域からすると、まちづくり協議

会には張り付かないほうが良いと思うのです。ただ、まちづくり協議会ときちんと二人三脚でまちのことを考えられるような権限を持つということは、逆に言えば、中にいないほうが良い問題もありますので、少しそのところは、技術的支援というのを少しそういうふうに書き下しのところで書いておくというのは、大事なこともかもしれません。ありがとうございました。

(委員)

今のまち協の話と関連するのですが、拠点となるコミュニティセンターは、今14館あるわけですが、その歴史が違っていて、八日市の8館のコミュニティセンターは、八日市に合併したときに、いわゆる地方役場の代わりに、コミュニティセンター、公民館がその役割を持ち、地域住民のそういう地域づくりに、いろいろと歴史があるわけです。旧6町につきましては、地方役場とそれから公民館、従来通りの町内教育、社会教育の下で、やはり位置付けがものすごく明確であり、さらに、そこへ合併のときに、公民館に委託すると。そういうことで、非常にこの市民割りが大きいのです。それが、急きょ短い期間に、それをコミュニティセンターという名前の下に、同じような形で地域づくりも入れていただくという中で、非常にメリットもあるし、デメリットもあるのですが、その部分でぎくしゃくしてしまう。しかも、その指定管理を、まちづくり協議会を経てというところで、その経営及び運営について、やはりいろいろ場所によって非常にこう、まちまちであったのです。つまり、まちづくり協議会は指定管理を経て、コミュニティセンターとまちづくり協議会は別々の感覚で運営されている所もあれば、まちづくりは私たちが経営者ということで、非常に踏み込んできてやっている、意見をするという所もあるわけなのです。

そういう中で、どんな地区があろうと、やはり社会教育と地域づくりの部分をどうしていったらいいかというところが、非常に環境として悩むところがあります。先般も、社会教育委員さんと意見交換をしました。その中では、やはり指定管理を受けて、いろいろな問題点が出てきていますし、人的削減しますと、合理化という面で、指定管理料になったら、何か自分たちが、自分のところで職員の人件費を減らしていく、そういうこともあります。それはばらばらなのです。だから、これから社会教育のほうもやっぺいこうとするならば、それは時間的にも人的にも余裕がないとなかなか難しい。いわゆる民間的な考え方を言っているのはいいのですが、あまりにも合理化で進めていきますと、やはり混乱してしまう。つまり、本当にサービスができるかどうか重要なのです。だから、旧6町は、今後は旧八日市8館のコミュニティセンターの地域づくりを取り入れて学んでいかなければならない。でも、逆に、旧八日市8館のコミュニティセンターについては、旧来の生涯教育の部分の占める割合が少ない。それはなぜか。人数が少ないこともある。それはなぜか。

もう1つ言うと、旧八日市8館のコミュニティセンターは小学校単位が主です。旧6町は、人口6万人に対して2万人ということがあるから、中学校単位なのです。だから、おのずとしてそこから違うわけです。だから、そのサービスをどのようにすみ分けていって、平等にするならば、やはりこの旧八日市8館のコミュニティセンターも生涯教育の保障が大事だと思うのです。そのためには、いわゆる公的な、例えば、中学生にしていくのか。もう少し、3人3人のところを1つにすると6人になるのですね。そうすると、同じ教育の部分できると思うのですが、そういうふうにするのか。どうも削減の形で、今、指定管理料ということになって、何かその辺がぎ

くしゃくしてしまっている。では、これからの地域づくりの拠点になるようにしていくのだけでも、そこらのところをどうしていったらいいのか。そのためには、まちづくり協議会との絡みとか、あるいは行政の絡みとか、いろいろなどころの役割を十分理解し……今、勉強させてもらっていますけれども、あるいは市民の役割、そういうものを明確にする中で、一体となって地域づくりをする。そういう方向性をしっかり位置付けないと、中がもうぐちゃぐちゃになってしまいます。

(委員長)

分かりました。ありがとうございます。コミュニティセンターの中身の話というのは、実は今回、切り離して考えなければいけない話だとは思っています。

(委員)

いえ、そういう現状があるという話です。

(委員長)

分かりました。ですので、今のお話は現状として、コミュニティセンターの指定管理の運営をどうするかということと、地域の実情に合った形でのコミュニティセンターの運営の降ろし方とか、設計の仕方だと思います。そこは、コミュニティセンターの運営というところでは少し配慮しなければいけないというご意見としては、きちんと議事録に残しておいていただきたいと思います。ですので、こういう形で、コミュニティセンターで……この最後の第19の6を見ると、少し飛躍しているのではないかという部分もあります。この書き方をしても問題ないですか。要は、「地域自治及びまちづくりの拠点は、各地域コミュニティセンターとする」というのが前の書きぶり、今回は「まちづくり協議会は、各コミュニティセンターを活動の拠点とし、その運営を行うものとする」と書いてあるということは、要は指定管理の公募はしないということにつながるのですが、それはそれでいいのですか。

(事務局)

そうですね。

(委員長)

整合性は問題ないですか。

(事務局)

各地区において、まちづくり協議会の活動拠点というものを保障するという意味を、1点、前段では置いております。その後、後段の運営の部分が引っ掛かれるわけだと思っておりますけれども、これまで市の方針としては、まちづくり協議会なり地域の団体でコミュニティセンターを運営してくださいという方針の下に指定管理を進めてまいりましたので、条例でうたっても構わないだろうということです。

(委員長)

要は、指定管理に関するそういう条例というものの、整合性は大丈夫ですか。というのは、まちづくり協議会がやってもらったらいと、そういうふうに持ってきたという、政策的な思いとしてはそれでいいのですけれども、要は、指定管理に関する条例とかで、例えば、公募しなければならない。一応公募して、要件がこうだという決め方を、市としてはできると思うのだけれど、そこら辺との関連が問題なければいいと思うのです。

(事務局)

指定管理の契約方法として、公募もありますが、特定指定という形も認められておりますので、それは大丈夫だと思っております。

(委員長)

分かりました。そういうことでいくと、6番のところは、ある意味で活動拠点を保障するという意味合いが1点と、実質的に指定管理を受けてもらうというふうにも政策的にも思っていたというところがあります。ただ、地域的な差があるので、そこら辺が少し心配だという委員の皆さん方からのご意見でした。私の心配は、全く別のところで、条例上の整合性の問題だけでした。今のご不安の点ですが、私の疑問というか、私の心配していたところは解きましたので、あと、委員の皆さん方の「運営を行うものとする」というところでの、そんなことまでここで決められてはかなわないとかいうことも含めて、どうでしょうか。ただ、これは非常にナイーブな問題でもありますので、まちづくり協議会、住民主体のものとの関係というところと……。

(委員)

指定管理は、もう全部終わっているのですか。

(事務局)

14地区中13地区まで終わっています。

(委員)

そうすると、この条例が先にできてしまったら、縛られるということになりますね。そうしなければいけないと。

(事務局)

ほぼ時期的には一緒の時期にと、順番でもう予定しておるのですけれども、条例よりも先に14番目の指定管理者の決定があると思います。

(委員長)

その点では大丈夫だということです。どうでしょう。特に、現場の皆さん方のご懸念みたいなものとかいうところがあれば、そこは反映させていただきたいと思いますが。

(副委員長)

第19の2の1番から6番までですけれども、これは当然のものだとは思うのですけれども、2番と4番については、各地区いろいろな運営されているので、この第19の3で、「要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない」と入れてはあるのですけれども、なかなか5番はそう簡単にいかないのではないかなと思うのです。私の地域は、2番はもうクリアできているのですけれど、みんな5番あたりは好きな者がやっているのです。

(事務局)

それは、現状実態がそうなのかもしれませんけれども、民主的な運営を行うための規約が定められているはずですので、その規約に基づいて、役員は民主的に選出されているはずなのです。

(副委員長)

私たちの所でも、それは課題なのです。好きな者がしているのはいけないと。今でしたら、どこかから選出された者がしていない。あした、やめるわと言ったら済むような者がやっているようでは、いけないと言って、話し合いはしているのですけれども、なかなかこれを解決する

ための話し合いも前に進んでいないのが現状なのです。他の13地区の中にもそういったところはおありではないかなと思いますし、そのほかでも結構あるのではないかなと思います。

(委員長)

だから、2番のところはこれも逃げ道があって、「当該地区のすべての市民を対象としていること」。だから、まちのことを考えているというくらいの話に、実は逃げてある。

(副委員長)

全部、会員に言わなくてもいいという。

(委員長)

そうです。まち全体のことを考えていることくらいな話なのです。すべての市民を対象として事業をやっているとか、対象としてまちのことを考えているくらいのもので、5番のところも、今副委員長がおっしゃったように、一応好きな者がやっているとはいえ、例えば、総会で選ばれるという、手続きは踏んでおられるのですよね。

(副委員長)

それはありますけれど、地域の方からは、どうかという意見も言われます。

(委員)

実は、今までの8年間ではずっと続いていたので、ならなかったわけですね。その実態と、でも、これを作ることによってならないし、これを推進するとなれば、見直しも出て来ると思うのです。そういう意味ではありがたい。それでいかないと、こういうものがなかったとき、みんなが、今おっしゃっているように、一本釣りでないけれども、住民の皆さんとまちづくり協議会の役員等の認識が、なかなか、みんなで作り上げないといけないというものになっていない。そこで、自治連合会等も絡んで言われまして、やはりその上に自治会というものがございます。やはり共にうまくやっっていけないと。確か前に、どなたかがおっしゃっていただいたと思うのですが、その絡みをうまくやっっていけないといけない。そういう意味では、やはりこのまちづくり協議会のあるべき姿というものを、この条例の中にきちんと抑えていただくのはうれしいことで、ありがたいと思います。だから、副会長さん、委員長がおっしゃったように、そういう悩みの実態のところ、今現状あります。でも、それをそのまま、これからのまちづくりに持っていくと、いろいろ問題が起こってきます。だから、これを一つの契機に見直すというのが大事なかなという。その辺の指導はね。

(副委員長)

まちづくり協議会をきちんとこうして条例でしていただけると、とてもありがたいことです。

(委員)

そこには、やはりそのまましてしまうと、また元の木阿弥になっていくのかなと思います。そこはもっと抑えてくださいとか必要かと思えます。

(委員長)

ありがとうございます。では、今みたいな議論が行われたということが非常に大事なことだと思いますし、そういう人的支援みたいな話の中身も、施策、計画のほうとの相互性の中で、持っている支援のことも含めて、少し展開をしていかなければいけない。書きぶりとしては、補足的に解説のところを書いていただくということになるかもしれませんが、今のところの6項のどこ

ろに関しては、では、このままでいきたいと思います。他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次が第5章の推進体制のところになります。これも、見直しに関する策定と計画の変更です。計画の見直しについて触れてはどうかということで、計画の変更と言い方を変える。変更……見直しという言葉は使えないのですか。変更……変更的なような気がします。「市は、必要に応じて市民協働推進計画の変更をするものとする」。市は変更するとなると、対話もないような気が、何か感じがします。皆さんが引っ掛からなければ。

(事務局)

議論いただいて、見直しでも、変更でも。

(委員長)

条例のほうの第22では「見直し」になっているのです。皆さん、あまりこだわりがなければ、どちらでもいいです。

(事務局)

「必要に応じて、市民協働推進計画を見直すものとする」というふうに、変更させていただきませんか。

(委員長)

いいですか。では、ご意見がなければ、そうしてください。第21のところは「市民協働推進委員会」に関して、設置に関するものです。これは、少し全体的に修正をしていただいています、基本的には大きな路線は変わっていません。この条例の見直しに関して規定があって、前は「施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化やこの条例の推進状況を検証し、その結果に基づいて見直しを行います」というところが、あっさり「必要に応じ、見直しを行うものとする」。これはこれでいいですか。前のものは、5年以内にやれということになっています。条例だから、計画は多分何年以内と挙げておりますが、条例でこれを縛ると、結構、作業が大変ということはあるかもしれません。計画のほうは、区切っていますが、では、ここはいいですか。あとは、市長が別に定めるということで、これは必ず条例に関して必要な事項についてはものです。以上、条例を少し詳しく見てきました。全体を通して、やはり少し気になるところがあれば、言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

膨大な量ではありますし、かつ、市民がこうやって条例を作るということ自体も、冒頭でも申し上げましたように、あまり例がありません。そういうことではありますが、ただ、皆さん方が一緒に考えていただいたおかげで、非常にある意味で、市民が読んでも、まだ分かりやすい条例に近づいたと思います。条例の限界というところはありますので、なかなかあれですが、いい条例になったのではないかなと思います。よろしいですか。どうしても、読んで気になっているところが、なければ。

(委員一同)

特になし。

(委員長)

ありがとうございます。今日の論点の6つ目です。「条例及び計画の名称」ということで、この条例自体「(仮)協働のまちづくり条例」という名前、計画のほうは「(仮)市民協働推進計画」となっております。今日は、最後だということありまして、この(仮)というものを取るという

作業をしなければいけません。一つの原案としては、このまま（仮）を取るということで、「協働のまちづくり条例」という条例の名前、「市民協働推進計画」という計画の名前ということで、皆さんはどうかという原案であります。また、条例の名前をもっと大きな名前を付けたいとか、もう少し考えたいということであれば、今なら間に合うという感じであります。まず、条例のほうから、どうでしょう。いかがでしょうか。では、条例はよろしいですか。今、後ろのほうで考えていただいているようですが、よろしいですか。では、条例の名称に関しては「協働のまちづくり条例」。計画のほうもいいですか。キャッチフレーズは決めましたので、出し方等、今後の市民への広報や周知に関して、加えてこれは、庁内への周知徹底というか、いわゆる市役所の職員の皆さん方が、一人ひとり自分事として捉えていただくということも、非常に大事ですので、そういった部分で、市役所の内部でも積極的にPRしていただくということも含めて、「市民協働推進計画」という形で世に出したいと思えます。ありがとうございました。

今日、確認を最低限しなければいけないところに関しては、以上で終わりました。少し計画のほうを見ていただきたいと思います。計画のほうは、あとこれを、今日のところで素案というものが取れますので、案として、我々この委員会の答申として、市長に提出する際には、先ほどもありましたけれども、何か事例を使ったりとか、デザインを全体的にブラッシュアップするというようなことで、展開をするという形になっていますし、中に写真が入っていないところに関しては写真を入れ込むということで、もう少しデザイン的には綺麗になっていく予定です。中身の文言に関しては、今日、幾つかの点がありましたが、最終的な形になりますので、少しご確認をいただきたいということと、あと、事務局ほうからもあるのですか。後ろの方のページのところに、各委員さんからのメッセージということで、顔写真と写真……説明をしてください。

（事務局）

別紙で配らせてもらっているのですけれども、市民協働推進委員の皆さんにはお渡ししております。市民協働推進委員の皆さんのメッセージということで、このページのところに、顔写真の掲載と100文字程度でメッセージをいただければと思っております。例えば、この条例に込めた思いとか、協働やまちづくりについて思うこととか、こんなまち、東近江市があったらいいなみたいな、思うことについて、100文字くらいで、皆さんの言葉で、思いを書いてもらったらなと思っております。これは、今日でなくて、10月24日までにまちづくり協働まで出していただければ結構ですし、それプラス、顔写真につきましては、もし、良ければこの後、写真を撮らせてもらおうかなと思っているのですけれども、ただ、この写真を使いたいという方がおられたら、そのデータをいただけたら、それを使わせてもらおうかなと思っていますので、どちらでも結構です。お任せしたいと思っています。

（委員長）

これは、行政の委員の皆さん（市民協働連絡会議委員）は載らないのですか。

（事務局）

はい、市民協働推進委員さんだけです。

（委員長）

どうしてですか。

（事務局）

市民協働推進委員会での検討という意味だったのですが、行政職員も一緒に掲載して、よろしいのですか。

(委員長)

この議論、最初から振り返っていただいても分かるように、市民委員と行政職員が、あまり垣根無しに、結果としては議論ができてきたと思いますし、最後のところで、市民側の委員だけというよりは、全体的に一緒にしていただいて、愛用したほうがいいと思います。何かそういうほうが、この計画らしいかなと思います。

(事務局)

それはまた、行政職員に様式を配らせてもらいます。

(委員長)

事務局のほうも苦労話とか、掲載して下さい。毎回、言うことが違うじゃないかとか。では、非常に申し訳ありませんが、ぜひ、皆さん方の。写真で決まったものが無いという方や、今日でいいという方は、このあと写真撮影をお願いします。もともと決めている写真がある、10年前の写真でもいいし、そういう写真がある方はデータでいただければと思います。もしくは、今日撮るといふ方は、撮っていただいて、10月24日とお願いしたいということでもあります。また、集合写真がいっぱいあるといいですね。

(事務局)

はい、それも載せたいと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。それでは、計画の関係で、意見はある方どうぞ。

(委員)

2枚目の計画の用語の定義のところ、目次の隣ですが、行政というのが一番下に入っているのですけれど、条例では「市」となっています。計画は計画で、「行政」は行政で、これはいいのですか。

(事務局)

条例については、一般的に「市」という言い方をしている。計画では、市のことを分かりやすく「行政」と統一して、案を策定してあります。計画については「市」でもいいですし、「行政」という形でもいいです。皆さんにとってどちらのほうが、この計画にとってすんなりいくのかなというのもあったので、もしよければ、議論で決めてもらえたらと思います。

(委員長)

どちらが分かりやすいかということが、基本だと思います。必ずしも整合性を持つ必要はないと思います。どうでしょう。条例は、多分察するに、ほとんどの市民の人は見る機会がないのです。ただ、この計画に関しては流通する可能性が高いので、そのところで「行政」という言い方がいいか、「市」がいいのかというのはどちらでも、そんなにこだわる気は、私自身ありません。

(委員)

行政のほうの方が分かりやすいような気が、私は個人的にします。市民の方にとすると、「市」というと、どこを「市」と言うのだろうか。「行政」のほうの方が分かりやすい気がします。

(委員長)

委員、どうでしょうか。

(委員)

私も「行政」のほうが分かりやすいのは分かりやすいけれど、整合性を取らなくてもいいのでしたら、私は「行政」のほうがいいです。

(委員長)

では、行政のまま、基本的にはいきたいと思います。ただ一部で、この中の仕組みのところ、あえて「市」と使っているところもあるのです。それはそれで、少し行政というのを明確に、市という主体だということと、そういう使い方をしていっているところもありますので、そこはあまり全体の整合性というよりは、この計画の中で完結している話であれば、それでいいかなと思います。他、いかがでしょうか。

(委員)

「共有する姿勢」のところに、「協働する時に同じ方向を向いていなければ効果半減」というところがあるのですけれど、この「効果半減」は抵抗があるのです。こういう表現でいいですか。

(委員長)

何としましょうか。効果半減、確かにですね。何か、よく分かります。

(委員)

もう1ついいですか。「それが協働の面白いところ」と書いてあります。この「面白い」という表現も少し、どうでしょう。

(委員長)

若干、皆さん、条例頭になっていますから。堅い言葉に今まで慣れていまして、急にこの言葉を見ると、大丈夫だろうと思うのですね。

(委員)

例えば、面白いところというのは、「魅力」とかに置き換えられると思うので、「それが協働の魅力」というのはどうでしょうか。

(委員長)

いいですか。では、「魅力」を採用します。

(委員)

もう1ついいですか。下から2行目で「無限大の可能性」、すごいと思うのですが、何か…どこまでの可能性が無限大の可能性なのか。何か違和感があります。

(委員長)

「無限の可能性」。「大」があるからおかしいのですね、なるほど。今、「大」を取るという提案がありました。「無限の可能性」、いいですか。では、「大」を取るということで、あとは「効果半減」、いかがでしょうか。

(委員)

ここはカットしたらおかしいですか。下の説明で十分補えるのではないですか。

(委員長)

今のご提案の「効果半減」の文章、一文をそのまま取ってしまおうということですが、どうでしょう。いいですか。文章は通じるし、言いたいことは……確かに、この文章から始まる必要性

はないと思います。では、削除でいいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(委員長)

他、いかがでしょうか。

(委員)

【協働の効果】のところで、「ニーズにあった、きめ細やかで多様なことが可能になり、暮らしやすいまちづくりにつながります」のところですが、この文章は、ニーズにあったことにつながるのですね。両方につながっていくと少し無理があります。

(委員)

「こと」が、暮らしやすいにつながるので、「可能になり」を消すか、「可能となり」にするか。問題がなければですが。

(委員)

きめ細やかで多様なニーズに応えることが可能である、そういう話ですよ。

(委員長)

そうですね。今の提案は、いかがでしょうか。きめ細やかで多様なニーズに応えることが可能となり、という感じですかね。

(委員)

文章が複雑になってしまっているので、シンプルにざっくりと、多様を取ってしまって、「ニーズにあった、きめ細やかで多様な暮らしやすいまちづくりにつながります」とかはどうか。

(委員長)

多分、言いたいことの意味は、ニーズにあった、きめ細やかで多様なサービスが実現……サービスと言っただけで、例えばニュアンスとしては、サービスが実現できて、暮らしやすいまちづくりにつながるよなということなのです、多分、言い方としてはですね。だから、「こと」がどうか。

(委員)

ニーズというのは、そういうそれぞれのきめ細やかで多様なこと、という意味になるので、「ニーズにあった対応が可能になり、暮らしやすいまちづくりになる」くらいのことでもいいのではないのでしょうか。ニーズというのは、もう既にそういうことになるので。

(委員)

含んでいますね。

(委員長)

「対応が可能になり」いかがでしょうか。「ニーズにあった対応が可能になり、暮らしやすいまちづくりにつながります」、シンプルになりました。分かりやすいほうが、いいですか。では、そうしましょう。

(委員)

もう1つ、いいですか。事業者の【協働の効果】のところで、福祉・産業・防災・環境とあって「増大する地域課題やニーズへの対応することで」という「への」は要らないのではないです

か。

(委員長)

「地域課題やニーズに対応することで」としまししょうか。ありがとうございました。

(委員)

先ほどの、多様なニーズに対応でき……何か、ここの「ニーズへ対応」と一緒ではないですかね。

(委員長)

ニーズを日本語に直すと、どうなりますか。要望……どうでしょうか。今のところはいいとして、先ほどのところは引っ掛かりますか。

(委員)

「多様な対応が可能になり」というふうに、この中の内容だと、ニーズではなく多様なではないでしょうか。

(委員長)

多様な対応ができるようになるということは、一つの……確かにそうですね。

(委員)

ニーズを残すか、残さないかという、議論を先にしていかれてはどうかと。

(委員長)

ニーズを削ろうとなったら、全体で相当ありますし、意味として合っていれば、ニーズは残すことにしましょう。ただ、先ほどのところは、議論があるかもしれません。

(委員)

これを書くとき、具体的に何をイメージされたのですか。こんないいことがあると思って書かれたと思うので、1つ具体例を挙げてください。

(事務局)

先週、五箇所でまちづくりのフォーラムがあったのですけれど、独居老人の方の電球の球替えとか、そのようなことをイメージしているのです。

(委員長)

もう少し大きい話でいくと、ニーズというのはそういうふうに顕在化しているニーズと、そうではない、例えば少し前にも、女性の問題で、社会全体が出ていくな、女は家に居て子育てすべきだみたいな話の文化の中で、そういうことで苦勞してきた人たちが、なかなか行政が取り上げることができない状態の中で、お母さんたちが自分たちで託児所をつくることで、そういう女性の人たちを応援しようという、そういうニーズもある。例えば、働くということだけでなく、育児で悩んでいるお母さんたちを支え合おうという人たちの、当事者の集まりとかというのも、多分ニーズなのです。だから、多分幅広い、見えているニーズと、見えていないニーズがあって、気付いた人たちがそれに対して動くことを、全体としては応援していこうと。その価値は、当然、対立があってもいいのです。例えば、家に居るべきだと思っている人がいてもいい。だけど、そうではない人たちがこういうふうに自分たちで動いたことによって、その課題を抱えている人たちにとっては暮らしやすいまちになるというような文脈だと思うのです。それが、ある意味でのきめ細やかさで、それを全部、行政に挙げるのではなくて、みんなでやっっていこうよという話な

ので、そういうニュアンスだと思います。

(委員)

「見えにくいニーズを顕在化させることが可能になる」というのはどうですか。

(委員長)

それもある。

(委員)

1つ文章を提案します。この文章は、「ニーズにあった、きめ細やかな対応が可能になり、暮らしやすいまちづくりにつながります」というのがいいと思います。

(委員)

対応に替えているのでいいです。

(委員長)

では、今の案の意見にしましょう。他、どうでしょうか。この間、何度も見ていただいているところではありますが、「てにをは」みたいな話を言い出すと切りがないところもありますので、一定、この間ずっと見ていただいている中では、一応、成案としてはいいかなと思います。今からデザインを変えたりとか、少し写真を入れることによって、全体が締まって見えると思いますので、一応、文章に関しては、ある程度、皆さん方のほうで合意が取れば、この形で市長に答申用として出させていただきたいと思いますが、大丈夫ですか。

(委員)

「なりわい・商い」になりますが、(今で言う「コミュニティビジネス」)の「今で言う」というのが話し言葉みたいになるので、これはあえてなのか。

(事務局)

どういう表現が分かりやすいのかなと思って考えていたのですが、最終的にそういった形になりました。

(委員)

別に、コミュニティビジネスだけでいいかなと。もう皆さん、コミュニティビジネスということは、既にされていると思います。

(委員長)

だから、(今で言う「コミュニティビジネス」)は、要らないかもしれないです。言いたい気持ちは分かるのです。世間は、今、コミュニティビジネスと騒いでいるけれども、商業者は昔からやっているよというニュアンスを言いたかったのですよね。

(事務局)

今からの新規者は、コミュニティビジネスみたいなイメージで、今までの、なりわいとか商いみたいな形で整理させてもらおうと、こういう書きぶりでコンパクトにまとめさせてもらったのです。

(委員)

その下に、「引き継がれている「なりわい・商い」、新たな「コミュニティビジネス」を大事にし」と書いてあるから、ここは要らないと思います。

(委員長)

要らないですね、削除してください。他はいかがでしょうか。

(委員)

資料編の一番下のところですが、「です・ます調」か「である調」か、統一をお願いします。

(事務局)

統一します。

(委員長)

他、いかがでしょうか。今の「です・ます」みたいなものとか、「てにをは」で意味が変わらずに、明らかにおかしいというものを事務局が発見した場合には、事務局の裁量で修正をさせていただくということで、軽微な修正に関してはご了解いただきたいと思います。大きいところで、今みたいなご指摘はないですか、いかがでしょうか。

ありがとうございました。では、いったんこの議論を、ここで今日のところとしては区切りとさせていただきますと思います。14回にわたってご議論いただいたものが、計画と条例ということで、非常に、ある意味で密度が濃い議論をしていただきましたし、短期間でこれだけの会議をこなしていただいて、かつ、これだけのものをまとめていただいたというのは、何よりも皆さん方のお知恵とお力だと思います。本当に、感謝申し上げたいと思います。

ワークショップも対応しながら、より意見を反映させていくように、できる限り皆さん方の議論が活性化すればと思って、そういう手法を取らせていただきました。いろいろな形での戸惑いもあったかと思いますが、結果としては、いい計画といい条例ができたと思っています。生む作業は、ここである程度できました。いや、まだ生めてないですね。全体のところはできて、あとはこれを市長さんがどう取り扱われるか、議会がどうそれを生かして取り扱われるかというので、道のりはもう少しあるわけですが、一定、我々委員会としての役割はここでいったん終了することになります。

ただ、計画のほうにもありますように、委員会自体は、いろいろ推進というところでも重要な役割を担っていく可能性がありますし、多分、この議論に関わっていただいている委員の皆さん方は、これからも何らかの形で関わっていただいたりとか、応援をしていただいたりということでお世話になることになると思いますので、我々がある意味みんなで協力して産んだ子どもですので、この子どもたちが大きく育って行って、まちづくりがより活性化していくような形で進んでいけるというところでは、引き続き、お力を同様にお願いしたいと思っております。以上、委員会として忘れていないことはないでしょうか。

(事務局)

委員会としてはございません。

(委員長)

では、本当に長い時間ありがとうございました。本日の議論は、以上をもちまして閉じさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

4. 事務連絡（事務局）

- ・10月31日午後5時、市長室にて、市長及び副市長に条例と計画を答申。
- ・当日は、深尾委員長、森田副委員長、中川顧問に依頼。委員の方で参加を希望される方は、事務局まで連絡をいただきたい。

- ・12月1日協働のまちづくりフォーラムを開催し、委員長・副委員長等出席し、今回の計画、条例について発表する予定なので、ご出席願いたい。

(委員長)

条例はどうなっていくのですか。

(事務局)

条例については、3月議会で挙げる予定にしているのですけれども、それまでにいろいろな過程がありまして、議員さんに答申が出てきたことについての説明であったりとか、そのあと、答申を市が素案としてまとめて、また出すのですけれども、その説明であったりとか、そのあとパブリックコメントとって市民の皆さんに、ホームページとかに公開させていただいて、いろいろな意見を頂いたりとか、まちづくり協議会さんと自治会などでも話し合うこともあるのかなと思います。いろいろな過程を経て、3月議会に上げさせてもらって、そこで議会の中でもまれて、議決されれば4月1日から施行、計画についても同じように施行という予定で思っております。

(事務局)

また、この条例を決めていただく議員さんが、この10月20日の選挙できまりますので、ぜひ、選挙に行ってください。

5. 閉会の挨拶

(木下企画部長)

企画部長の木下と申します。どうぞ、よろしく願い申し上げます。委員の皆様には、一言お礼を申し上げたいと思っております。

昨年、7月に市民協働推進委員会を設置させていただきました。市長より、東近江市協働まちづくり条例の骨子、並びに東近江市市民協働推進計画につきましても、策定につきまして、諮問をさせていただいたところでございます。

委員会におかれましては、中川顧問をはじめ深尾委員長、並びに森田副委員長、また、委員の皆様には、本当にこれまで実に14回という議論を、委員会審議を行っていただきました。多くの時間を費やしていただき、中身の濃い議論を熱心に行っていただいたと、伺っておるところでございます。そして、本日、その成果としてのまとめという形の中で、まとめをいただいたことに深く感謝を申し上げるものでございます。特に、深尾先生におかれましては、本当に公私何かとお忙しい中を、委員長として多大なご尽力をいただきましたことに対しましても、重ねて厚くお礼申し上げるものでございます。ありがとうございました。

さて、ご承知のところではございますが、本市が合併をいたしまして、来年度には合併10年を迎えることとなります。合併により、これまで国から大きな財政支援を2つ入れてまいりました。もう十分ご承知のことと思いますが、1つには普通交付税の合併特例、もう1つには有利な合併特例債の発行ということでございます。これら2つの大きな手当を受けながら、本市のまちづくりを進めてまいったところでございます。しかしながら、合併後10年という支援の期間が迫る中で、この期限以降の、本市のまちづくりを見据えた市政運営が、大変重要となっております。

特に留意すべき点につきましては、普通交付税の算定外でございます。27年度から、段階的に削減されまして、現時点でございますが、33年には約40億円という莫大な財源の削減が見込まれているところでございます。一方で、私たちがかつて経験したことのない人口減少社会と過疎化が進み、少子高齢社会の当来でございます。この対応が行政として、非常に大きな課題でございます。

このことから、これまで市民の皆様の理解を得ながら、行財政改革を進めてまいりました。今後におきましても、引き続きの取り組みは当然のことでございますが、多種多様な地域の課題を行政だけで進めることは、非常に難しくなっておりまして、地域の身近な課題をより柔軟に対応していくためにも、市民と行政の協働は自治体経営の重要な柱となっております。

こうした意味から、今回、当委員会でご議論いただきました協働の指針となるべき条例骨子、また、市政運営の新たな仕組みとなる推進計画を実効性のあるものとするためにも、今後、市といたしましては、委員会の提言内容を最大限に尊重させていただきながら、条例を据えて、また、推進計画の策定に取り組みたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今回、委員会からお受けする提言につきましては、市民と行政との協働によるまちづくりの新たな一歩であるというふうに考えてございます。本市の特色を生かし、強く、そして、豊かな東近江市の実現を目指しまして、まちづくりの推進を図ってまいりたいとこのように考えているものでございます。

今後とも、委員の皆様におかれましては、格別のご支援とご協力を、よろしくお願いいたしたいと思っております。ここにあらためまして、これまでのご努力に対しまして、心より感謝を申し上げますとともに、皆様の一層のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。これまで、本当に長い間、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(事務局)

本当に長い間、ご議論いただきまして、ありがとうございます。本日の委員会は、これで終わらせていただきたいと思いますので、また、よろしくお願いいたします。どうも、ありがとうございました。